

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

三三三

○競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

三三三

○道路の供用を開始する件

三三三

告 示

福島県告示第五百十九号

1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和四年七月十九日から施行する。

2 令和五年三月三十一日までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

3 令和四年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号（三）及び（五）の審査基準日を同年九月三十日とする。

令和四年七月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
第四の第一号（三）ア中「（ア）から（イ）まで」を「（ア）から（オ）まで」に改め、同号（三）ア中（オ）を（カ）とし、同号（三）ア中「（ア）から（イ）まで」を「（ア）から（オ）まで」に改め、同号（三）ア中（カ）を（キ）とし、同号（三）ア中「（ア）及び（イ）」を「（ア）から（イ）まで」に改め、同号（三）ア中（キ）を（ク）とし、同号（三）ア（ク）の次に次のように加える。

（ウ）建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十八条第一号又は第二号に掲げる者であつて、（ア）及び（イ）に掲げる者以外の者

第四の第二号中（五）とし、（六）の次に次のように加える。

（五）福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として保護観察対象者等（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の申出があつた者をいう。）を雇用した事実の有無

第五の第一号中「審査基準日」を「当期事業年度開始日」に改め、第五の第二号中「審査基準日の前日」を「直前事業年度終了日」に改める。

第六の第一号（三）アに次のように加える。

（ウ）保護観察対象者等の雇用に関する証明書
第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第6関係)

その1 (建設工事用)

技 術 者 経 歴 書

(工事種別

現在

通番	職 名	氏 名	年 齢	法令による免許等		実 務 経 歴	経 験 年 月 数	技 術 者 区 分						
				名 称	取 得 年 月 日			1 級	受 講	監 理 補 佐	基 幹	2 級	そ の 他	
1							年 月							
2							年 月							
3							年 月							

							年 月							
							年 月							
							年 月							
							計							

記入上の注意

- 1 希望する工事種別ごとに作成し、審査基準日の直前事業年度終了日における技術者について記載すること。
- 2 同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、2業種まで技術者として記載できる。
- 3 「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。
- 4 「実務経歴」欄は、審査対象年及びその前年に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを1年に1件記載すること。
- 5 「技術者区分」欄は、該当するものいずれかに○印を付けること。

第3号様式 (第6関係)

その2 (測量等用)

技 術 者 経 歴 書

現在

通番	職名	氏名	年齢	法令による免許等		実務経歴	経験年月数	業 務 種 別							
				名称	取得年月日			地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計	常勤・非常勤		
1							年 月								
2							年 月								
3							年 月								

							年 月								
							年 月								
							年 月								
							計								

記入上の注意

- 1 審査基準日の直前事業年度終了日における技術者について記載すること。
- 2 希望する業務種別に係るすべての技術関係職員を記載し、担当する業務種別欄に○印を付けること。該当する業務種別が複数であってもよい。
- 3 「法令による免許等」欄は、希望する業務種別に関するもののみ記載すること。
- 4 「実務経歴」欄は、審査対象年及びその前年に当該技術者が従事した業務のうち最大のを1年に1件記載すること。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式その1 (建設工用)

営業所及び委任関係一覧表

商号又は名称：

名称 (本店)	営業所		所在地等	内部委任者			委任する 工事種別	委任事項				委任区域 (管内別)
	許可を受けた建設業 特定	一般		職	氏名	見積 入札		契約	代金 請求 受領	復代 理人 選任		
(営業所)												
計												

第4号様式その2 (測量等、製造用)

営業所及び委任関係一覧表

商号又は名称：

名称 (本店)	代表者	所在地等	内部委任者		委任する 業務種別	委 任 事 項				委任区域 (管内別)	
			職	氏名		見積 入札	契約	代金 請求 受領	復代 理人 選任		
(営業所)											
計 箇所											

福島県告示第五百二十号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のとおり改正する。

令和四年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

（入札監理課）

第四の第五号中「第二十七条の三」を「第三十四条」に改め、第四の第八号の2中「A I 第一種、D D 第一種又はA I・D D 総合種」を「第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信」に改め、第四の第十二号中「第四条の二十第二項に規定する昇降機検査資格者」を「第六条の六の表(四)の項に規定する昇降機等検査員」に改め、第四の第十七号中「第二十七条の三」を「第三十四条」に改める。

（施設管理課）

福島県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	いわき市山田町砂方二一番一地从 から 同 市山田町和久二九番一地从 まで	令和四年七月一九日

（道路計画課）